



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 人事委員会規則

- *1 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 1

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月19日

和歌山県人事委員会委員長 平田 健正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（級別資格基準表の適用方法）</p> <p>第6条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示すものとし、<u>当該必要在級年数又は必要経験年数のいずれかを有する者を当該職務の級に決定するものとする。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>（特定の職員の在級年数の取扱い）</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。</p> <p>(1) <u>第18条の規定の適用を受けた職員及び第19条第1号又は第2号に該当し、同条の規定の適用を受けた職員</u> 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間</p> <p>(2) 略</p> <p>（新たに職員となった者の職務の級）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>第18条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第19条第1号若しくは第2号に規定する職に採用された者に前項の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。</u></p>	<p>（級別資格基準表の適用方法）</p> <p>第6条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、<u>下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>（特定の職員の在級年数の取扱い）</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。</p> <p>(1) 第17条の規定の適用を受けた職員及び第18条第1号又は第2号に該当し、同条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間</p> <p>(2) 略</p> <p>（新たに職員となった者の職務の級）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 第17条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第18条第1号若しくは第2号に規定する職に採用された者に前項の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。</p>

(経験年数を有する者の号給)

第15条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第12条第1項の規定による号給(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が第37条第1項に規定する特定職員であるときは、3)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

(1) 第6条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時(第6条第2項第4号に掲げる者にあつては、選考に合格したものとみなされた時)以後の経験年数(級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超えるものに限る。以下この号及び次号において同じ。)又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「Ⅰ種」にあつては「大学卒」の区分、「Ⅱ種」にあつては「短大卒」の区分、「Ⅲ種」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(2)～(5) 略

2・3 略

第16条 略

(調整後の号給等を基礎として昇格等したものとした場合の号給の方が有利な場合の号給)

第17条 前3条の規定による号給が、初任給基準表に定める号給を前3条に定めるところにより調整し、又は当該号給より上位の号給とした場合に得られる号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第23条第1項又は第24条の2第1項の規定により得られる号給に達しない職員については、当該初任給基準表に定める号給を前3条の規定により調整し、又は当該号給より上位の号給とした場合に得られる号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第23条第1項又は第24条の2第1項の規定により得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第18条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前3条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(1)～(6) 略

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第19条 次に掲げる場合において、号給の決定については第15条から第17条までの規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員

(経験年数を有する者の号給)

第15条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第12条第1項の規定による号給(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に4(新たに職員となった者が第37条第1項に規定する特定職員であるときは、3)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

(1) 第6条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時(第6条第2項第4号に掲げる者にあつては、選考に合格したものとみなされた時)以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「Ⅰ種」にあつては「大学卒」の区分、「Ⅱ種」にあつては「短大卒」の区分、「Ⅲ種」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(2)～(5) 略

2・3 略

第16条 略

(人事交流等により異動した場合の号給)

第17条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(1)～(6) 略

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第18条 次に掲げる場合において、号給の決定については第15条又は第16条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の

会の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

(1)・(2) 略

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第26条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 略

(2) その初任給の決定について第18条又は第19条の規定の適用を受けた者 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

2・3 略

(人事委員会の承認を得て定める基準についての暫定措置)

第49条 第19条、第26条第1項第2号(第28条において準用する場合を含む。)若しくは第44条第2項に規定する人事委員会の承認を得て定めるとされている基準又は級別資格基準表において別に定めるとされている基準が定められるまでの間におけるこれらの規定による号給又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に人事委員会の承認を得て行うものとする。

承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

(1)・(2) 略

第19条 削除

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第26条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 略

(2) その初任給の決定について第17条又は第18条の規定の適用を受けた者 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

2・3 略

(人事委員会の承認を得て定める基準についての暫定措置)

第49条 第18条、第26条第1項第2号(第28条において準用する場合を含む。)若しくは第44条第2項に規定する人事委員会の承認を得て定めるとされている基準又は級別資格基準表において別に定めるとされている基準が定められるまでの間におけるこれらの規定による号給又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に人事委員会の承認を得て行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(職員の給与に関する条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料に関する規則の一部改正)

2 職員の給与に関する条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料に関する規則(令和4年和歌山県人事委員会規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事交流等職員に対する条例附則第22項の規定による給料の支給)</p> <p>第10条 初任給規則第18条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)<u>前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)</u>がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)<u>のうち、特定日に条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下この条において「仮定特定日」という。)</u>後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして条例附則第17項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額</p>	<p>(人事交流等職員に対する条例附則第22項の規定による給料の支給)</p> <p>第10条 初任給規則第17条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)<u>前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)</u>がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)<u>のうち、特定日に条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下この条において「仮定特定日」という。)</u>後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして条例附則第17項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額</p>

に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第22項の規定による給料として支給する。

2・3 略

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の承認を得て定める日以後、人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第22項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き初任給規則第18条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2)～(5) 略

に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、条例附則第22項の規定による給料として支給する。

2・3 略

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の承認を得て定める日以後、人事委員会の承認を得て定める額を、条例附則第22項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き初任給規則第17条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2)～(5) 略